

指定障害福祉サービス事業所の長  
（就労関係・生活介護事業所）  
指定障害者支援施設の長 様  
保健福祉事務所福祉課長

長野県健康福祉部障害者支援課長

就労継続支援 A 型（非雇用型）及び就労継続支援 B 型の工賃について（通知）

就労継続支援事業については、平成18年10月2日付け障発第1002001号通知「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」により利用者の労働者性の適正な確保を依頼しているところですが、工賃の設定方法による工賃額及び前記通知記1(2)エ「利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと」の解釈については、下記のとおりですので御留意願います。

記

1 工賃の設定方法による工賃額について

(1) 工賃を時給として設定している場合には、利用者ごと成果物の出来高に相違があっても工賃に差を設けることはできない。

(例)利用者 A・B が、同時間、全く同一の作業を行い、A が 100 個、B が 50 個製品を完成した場合でも工賃は同一額とする。

(2) 工賃を成果物の出来高で設定している場合には、工賃に差を設けてもよい。

(1) の例の場合に A 及び B の工賃に差が生じる。

2 技能に応じた工賃の差別について

成果物の外観、正確性等により工賃に差を設けることはできない。

(例) 工賃を出来高により設定した場合で、利用者 A・B が、同時間、全く同一の作業を行い、A 及び B ともに 100 個製品を完成（不良品ではない）したが、A の製品の方が B の製品より外観が綺麗であった。

この場合に A の製品の方が B よりも外観が綺麗なことにより、工賃に差を設けることはできない。

担 当	障害者支援課施設支援係
(課長) 佐藤 則之	(担当) 吉池 俊裕
電話直通	026-235-7149
F A X	026-234-2369
E-mail	fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp